

公 示 第 1 号
最終改正 [公 示 第 2 号]
平成 26 年 6 月 20 日

貨物検査場所の指定について

関税法第 69 条第 1 項の規定により、豊橋税関支署管内における貨物の検査場所を下記のとおり指定する。

平成 11 年 7 月 1 日

豊橋税関支署長 岡 田 晓

記

- 1 関税法第 37 条第 1 項の規定により指定保稅地域として財務大臣が指定した場所
(当該場所にけい留された本船及びはしけを含む。)
- 2 関税法第 42 条第 1 項及び同法第 56 条の規定により保稅蔵置場及び保稅工場として税關長が許可した場所
- 3 豊橋税関支署及び支署出張所の構内 (豊橋税関支署及び衣浦出張所の庁舎にあっては、貨物検査場、旅具検査場及び税關事務室並びに蒲郡出張所の庁舎にあっては、税關事務室に限る。)